●学生会員として入会を希望する場合●

① 必ず学生証あるいはそれに相当する公的証明書等の写しを添付してください。

② 会則第3章会員第7条において学生会員は

**「社会人としての身分を有する所属組織からの留学や派遣などの場合を除く。」**

と定められております。

別途社会人として所属機関からの給与などの定期収入のある者を除く趣旨です。

**このことについて必ず学生としての所属先の上席者の証明（署名）を提出してください。**

③ 卒業予定年月を記入ください。ご記入いただいた年月の卒業日以降の本学会会計年度末である12月31日までは学生会費会員とし、翌日1月1日より学生会員としての会費の減免措置は適応されません。一般会員に自動的に移行しますが、所属先・連絡先の変更などは卒業後遅延なく申請してください。

卒業予定：　　　　　　年　　　月

証明者：学生としての所属先の上席者、JSTP会員・非会員は不問

所属

署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印